

専門学科（職業学科）における近年の動向と課題

1. 職業学科の現状と課題

- 高等学校の職業教育は、経済社会の進展に適切に対応するための多様な教育内容を用意するとともに、基礎教育の重要性にも配慮して、変化に柔軟に対応できる能力や態度の育成にも努めてきており、特に中堅技術者の養成を中心に我が国産業経済の発展に寄与してきた。
- 近年は、少子化の影響による生徒数の減少や都道府県が行う高等学校の再編整備、普通科への偏重傾向等の影響により、
 - ・ 普通科と比べて生徒数や学科数は減少傾向
 - ・ 総合学科の生徒数や学科数は増加傾向
 となっている。

【参考データ】

● 学科別生徒数の構成割合（資料 3 - 2 P 2 参照）

	普通科	職業学科	総合学科
S40	59.5%	40.3%	—
	↓	↓	↓
H 2	74.1%	24.9%	—
	↓	↓	↓
H24	72.4%	19.3%	5.2%

● 学科数の構成割合（第 5 回高校部会 配付資料 5 P 4 参照）

	普通科	職業学科	総合学科
S45	46.4%	49.7%	—
	↓	↓	↓
H 2	56.0%	39.3%	—
	↓	↓	↓
H22	56.0%	30.9%	4.7%

- また、技術革新の進展、産業構造の変化、労働市場の流動化などにより、
 - ・ 地域の産業・社会において求められる人材の把握と育成
 - ・ 職業人として求められる知識・技能の高度化への対応
 - ・ 専門的な能力を高めるとともに社会人に必要な基礎的な知識・技能の習得なども一層求められるようになっている。

【参考データ】

- 普通科と職業学科の卒業生における大学等進学率の割合（資料3-2 P5参照）

	普通科	職業学科
S40	37.5%	7.7%
	↓	↓
H 2	37.7%	8.3%
	↓	↓
H24	62.8%	21.0%

- 普通科と職業学科の卒業生の就職率の割合（資料3-2 P6参照）

	普通科	職業学科
S40	43.4%	85.1%
	↓	↓
H 2	22.3%	74.7%
	↓	↓
H24	7.8%	49.9%

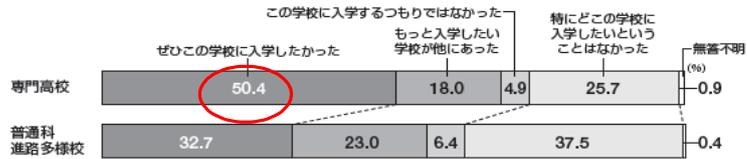
- 専門高校と普通科高校を比べると、専門高校の方が

- ・ 積極的に進学した割合が高い
- ・ きめ細かく実践的な授業が多い
- ・ 勉強への積極性が高い

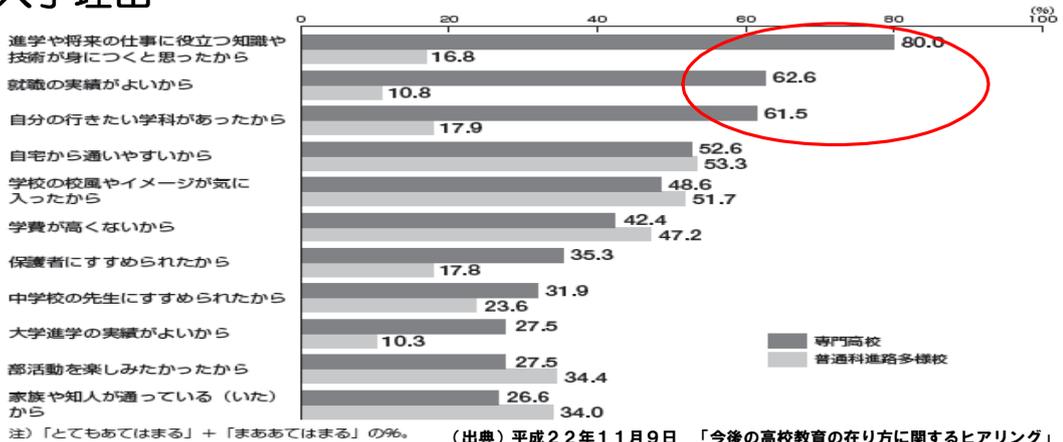
という調査結果（都立専門高校の生徒の学習と進路に関する調査）もあるため、職業教育に関する学習成果を積極的に評価する方策も必要。

専門高校で積極的進学が多い

入学希望



入学理由



注) 「とてもあてはまる」 + 「まああてはまる」の%。

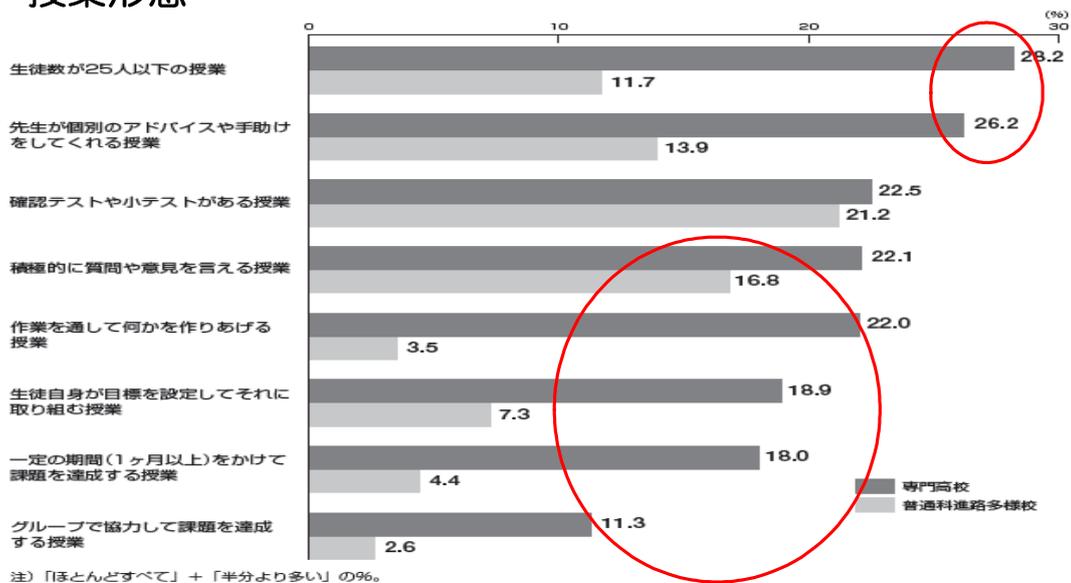
(出典) 平成22年11月9日 「今後の高校教育の在り方に関するヒアリング」(第1回) 東京大学大学院教育学研究科教授 本田由紀氏提出資料 「都立専門高校調査」

都立専門高校の生徒の学習と進路に関する調査

(http://benesse.jp/berd/center/open/report/toritsu_senmon/2009/index.html)

専門高校できめ細かく実践的な授業が多い

授業形態



注) 「ほとんどすべて」 + 「半分より多い」の%。

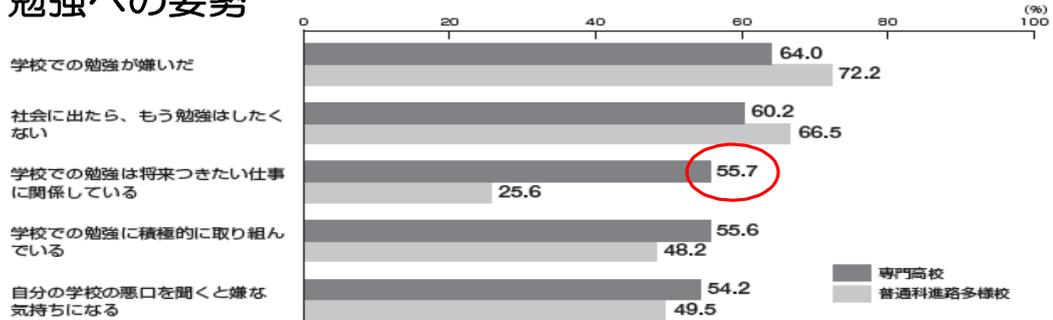
(出典) 平成22年11月9日 「今後の高校教育の在り方に関するヒアリング」(第1回) 東京大学大学院教育学研究科教授 本田由紀氏提出資料 「都立専門高校調査」

都立専門高校の生徒の学習と進路に関する調査

(http://benesse.jp/berd/center/open/report/toritsu_senmon/2009/index.html)

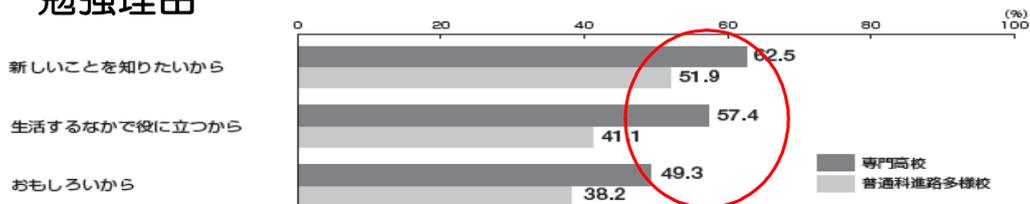
専門高校で勉強への積極性が高い

勉強への姿勢



注) 「とてもあてはまる」 + 「まああてはまる」の%。

勉強理由



注) 「とてもあてはまる」 + 「まああてはまる」の%。

(出典) 平成22年11月9日 「今後の高校教育の在り方に関するヒアリング」(第1回)
 東京大学大学院教育学研究科教授 本田由紀氏提出資料 「都立専門高校調査」

都立専門高校の生徒の学習と進路に関する調査

(http://benesse.jp/berd/center/open/report/toritsu_senmon/2009/index.html)

2. 職業学科に係る課題への対応

(1) 地域の産業・社会を担う人材の育成

地域の産業・社会において求められている人材を把握し、地域の様々な産業・社会を担う専門的職業人を育成するため、以下の取組を実施予定。

【国の取組例】 資料3-2 P7, 8, 9参照

- 全国産業教育フェア（H25予算）
（専門高校等の教育内容について理解・関心を高めるため、全国的な規模で学習成果を総合的に発表）
- 東日本大震災からの復興を担う専門的人材育成支援（H25予算）
（復興の即戦力となる専門人材等の育成のため、専門高校におけるカリキュラムの開発・実証）
- スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（H26予算要求）
（高度な知識・技能を身に付けた第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、専門高校を指定）

【地方の取組例】 資料3-2 P10参照

- みやぎクラフトマン21
（コーディネーターが地元企業と専門高校を繋ぎ、地域産業を支えるものづくり人材を育成）

(2) 職業に就くに当たって必要な基礎的・汎用的能力の育成

技術革新の進展、産業構造の変化、労働市場の流動化等にも対応し、将来にわたって必要とされる専門的な能力を高めるとともに社会人に必要な基礎的な知識・技能を習得させるため、以下の取組を実施。

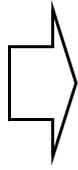
【新教育課程（平成25年度から実施の学習指導要領）の概要】

- 専門性の基礎・基本を一層重視し、専門分野に関する知識と技術の定着を図る観点から、8教科169科目 → 8教科188科目に改善。
- 各教科で地域や産業界等との連携・交流を通じた学習活動や就業体験を積極的に取り入れることや、社会人講師の活用について明記。
- 各教科ごとの情報関連科目に情報モラル、情報セキュリティに関する内容を充実。

等

(3) 職業教育の質の向上と学習成果の評価

職業学科で実施される教育を高等教育や就業へ、より円滑に接続する観点から、地域や産業界等の連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験、在学期間中に取得する各種検定試験や技能検定等を積極的に評価するため、以下の取組を実施。



【国の取組例】 **資料3-2** P11参照

- 多様な学習成果の評価手法に関する調査研究（H25予算）
（高校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を多面的に評価する手法の調査研究）

【工業校長会の取組例】 **資料3-2** P12, 13参照

- ジュニアマイスター顕彰制度
（工業教育の普及と充実のため、工業科に学ぶ生徒の取得する職業資格や検定試験を評価し顕彰）

（4）高等学校専攻科と高等教育機関との接続

- 高等学校に置かれる専攻科は、「精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること」という目的を有し、高等学校若しくはこれに準ずる学校等を卒業した者等が入学資格を有するが、高等学校設置基準に定める基準以外の定めはない。（**参考資料1**）
- 高等学校の専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場として、また、高等学校修了者に更に深く教育機会を提供する場として活用されているが、現行制度では、大学において、高等学校の専攻科の学修を単位認定されることはない。また、高等学校の専攻科の修了者は制度上、大学に編入学することはできないが、とりわけ、看護科専攻科については、看護師養成課程の1つとして認定されてる高校看護科卒業者から大学への編入学を望む意見が多い。（**参考資料2**）
- 高等学校の専攻科については、本年度、実態調査を実施。



資料3-3

【参考】

＜専攻科の基本的なデータ＞

生徒数：10,075 人

学校数： 138 校

高校卒業生のうち専攻科への進学割合：0.37%

修業年限：1年以上

＜大学への編入学が可能な者＞

短期大学を卒業した者、高等専門学校を卒業した者、一定の条件を満たした専修学校専門課程を修了した者

専門学科・専攻科に関する関係規定

学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

第58条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

- ② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。
- ③ 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）

第80条 高等学校の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）の定めるところによる。

高等学校設置基準（平成16年3月31日文部科学省令第20号）

第2条 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は二以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

- 2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

第5条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第6条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

- 2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

- 3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

- 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について
(平成23年1月中央教育審議会答申)(抜粋)

第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

3. 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

(2) 専門学科における職業教育

① 専門学科における職業教育の重要性

- 高等学校は、過去には、高等教育機関を超える就職者数を輩出し、我が国社会の発展を支える原動力となってきた。その中でも専門学科は、職業との関連が深い実践的な教育を行うことにより、専門的な知識・技能や創造力、応用力等の育成を行い、普通科とは異なる魅力のある教育を展開してきた。

また、我が国の経済成長の中で、科学技術振興や中堅人材の育成等の社会的要請にこたえるため、これまでも、工業や農業に関する学科等の整備・拡充を図るとともに、看護や福祉、情報といった新たな職業教育のニーズに対応してきた。

- 今後も、専門学科は、我が国の社会の変化や産業の動向等に対応した職業教育を行う機関としての役割を果たしていくことが必要であり、国及び地方公共団体は、その責務として、職業教育の振興を図るように努めなければならない。

- 現在の専門学科は、職業の多様化、職業人として求められる知識・技能の高度化への対応が求められている。このため、職業人としての自己学習力や社会の中で自らのキャリア形成を計画・実行できる力等を育成していくことが必要である。

- また、地域の産業・社会の人材育成と結び付きの強い専門学科は、地域の活性化に貢献してきた。ただし、専門学科の卒業者のうち就職者の就職状況を見ると、職業別では生産工程・労務作業、産業別では製造業が突出しており、昭和40年代と比較すると、一部の学科を除いて学科と職業との関連性は弱まっている傾向にあるといえる。

このため、地域の産業・社会においてどのような人材が求められているのかを把握し、都道府県ごとに高等学校卒業者の就職割合や地元への就職状況が異なっていることなどにも留意しつつ、その需要にこたえていくため、地域との連携・交流を一層深めるとともに、そのことを通じた実践的な教育や外部人材の協力を得て教育活動等を充実することが必要である。

- これらを踏まえると、今後の専門学科は、次のような人材の育成を中心に考えることが必要である。

(7) 卒業後更に高度な知識・技能を身に付け、将来の専門的職業人として活躍できる人材の育成

- 経済のグローバル化や国際競争の激化、産業構造の変化、技術革新・情報化等、職業人として必要とされる専門的な知識・技能は拡大・高度化している。
- このような状況も影響して、より高度な知識・技能を身に付けることを目的に、高等教育機関への進学を希望する者が増加している。一方、企業においては、早期に従業員を確保し、自ら高度な知識・技能を身に付けた者を育成するため、高等学校卒業の時点で人材を確保しようとするところも存在している。
- このことから、専門学科においては、卒業後の進路を問わず、将来にわたって職業人として必要とされる専門的な知識・技能の高度化に対応できる力の育成が必要である。
また、産業・社会が高度化・複雑化する中、新しい分野・職業等が日々生まれており、このような職業の多様化に対応できる人材の育成も求められる。

(4) 卒業後それぞれの職業に就き、地域の産業・社会を担う人材の育成

- 専門学科は、職業人として必要とされる専門的な知識・技能の高度化に対応する人材の育成が求められる一方、地域の様々な産業・社会を担う人材を輩出する観点からは、業務を着実に遂行していくことができる能力を持った人材を育成することが求められている。
- このようなニーズに対しては、それぞれの職業に就くに当たって、必要な基礎的・汎用的能力や専門的な知識・技能を備え、あるいは、今後このような能力が伸びていく可能性を有するとともに、自立して行動できる態度・価値観を持ち、それらの能力等を生涯にわたって発揮できる力を育成することが重要である。

② 専門学科における職業教育の推進方策

- このような人材の育成を行うことを踏まえると、主として職業教育のスタート段階である高等学校では、専門分野の基礎的・基本的な知識・技能を定着させることが重要である。その際、職業の多様化へ対応するためにも、一定の専門分野に共通する知識・技能を身に付けられるような配慮も必要である。
- 平成21年に改訂された高等学校学習指導要領においては、各教科において、専門分野の基礎的・基本的な知識・技能を定着させる観点から科目構成の見直しや内容の改善が行われた。各学校においては、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、各教科・科目においていわゆる座学と実験・実習の有機的な連携を図り、基礎的・基本的な知識・技能の一層の定着を図るとともに、「課題研究」等の実践を通して、問題解決能力や自発的・創造的な学習態度の育成の充実に努めることが必要である。
- また、地域の産業・社会を担う人材を育成するためには、学校を卒業しても自らの力を発揮できるような実践性が必要である。このため、地域や学校の実態、生徒の特性、進路

等を考慮し、地域・社会との連携を図り、体験的な学習や地域企業と連携を図った現場での長期間の実習等を通じて、実践的な教育活動を積極的に実施することが必要である。

- さらに、産業・社会の急速な変化に迅速かつ柔軟に対応する観点から、各学校は、地域の産業・社会の動向を踏まえつつ、教育課程を不断に見直していくことが必要である。

③ 職業教育の質の保証・向上と学習成果の積極的な評価

- 専門学科における職業教育を高等教育や職業につなげていく観点から、教育内容の質を高める研究を進めるとともに、職業教育に関する学習成果を積極的に評価する方策が必要である。
- 具体的には、職業に関する資格等の取得に必要な学習内容と高等学校における教科・科目との関連性を明確にし、その過程の可視化・明確化を図る取組の充実や、実技等を取り入れた各種検定試験制度の積極的な活用が必要である。
- また、職業教育に関する学習成果を客観的に評価する指標を設けるなどの取組が必要である。その際、各分野により事情が異なることを踏まえると、例えば、各専門学科の校長会等が中心となって取り組むことが期待される。
- さらに、高等教育機関は、入学者選抜において、専門学科・総合学科の卒業生を対象とした選抜の実施や資格・検定の取得状況、競技会における実績の考慮等、職業教育に関する学習について積極的に評価する配慮・工夫を行ってきており、今後もこのような入学者選抜が行われることを期待したい。

④ 専門学科における職業教育の充実のための環境整備

(7) 成長分野等の人材を育成する専門学科の重点的整備と地域のネットワーク化

- 今後、成長が期待される分野を支える人材を育成していくことは、我が国の持続的な発展を支える基盤を作る上で不可欠であり、そのためには、その教育の場となる専門学科の施設・設備等の改善・充実や教員の確保を重点的に図ることが必要である。その際、地域や更に広域の産業圏によって産業や雇用の状況は大きく異なるため、成長が期待される分野の特色も異なると考えられる。このため、地域や産業圏にある企業や関係機関等との密接な連携の下、そのニーズに対応した学科の整備や教育課程の編成を行うことが必要である。この場合、必要に応じて県を越えた連携についても検討すべきである。
- また、職業教育は、キャリア教育の充実という観点からも重要であり、社会的・職業的自立を促す上で極めて有効である。このため、地域の普通科・総合学科におけるキャリア教育・職業教育の充実や、小学校・中学校におけるキャリア教育の充実を目的として、例えば、学校間連携により、普通科等における職業教育の充実や出前授業によるものづくり教室の開催等専門学科を拠点とした地域のネットワーク化を図ることも有効と

考えられる。

(イ) 教員の指導力の向上、実務経験を有する者の教員への登用の促進

- 専門学科における職業教育の充実のためには、教員の指導力の向上を図ることが必要である。このため、地域・社会と連携しつつ、企業等へ教員を派遣したり、最新・高度の知識・技能を有する者を学校に招いて講習会を実施したりするなど、職業教育に関する研修の機会を充実していくことが必要である。また、教員が企業等で研修を行うことは、企業等の現状や求められる知識・技能を認識することに大きな効果が期待される。
- また、地元企業を退職した熟練の知識・技能を有する者等、実務経験を有する者が学校で指導することも必要である。このため、特定の経歴等を持つ者に対する選考方法や特別免許状を活用した選考等の事例集を作成・配布するなど特別非常勤講師制度・特別免許状制度の活用や、ティームティーチング等による専門学科の取組を促すことが考えられる。
今後、教員の資質能力向上方策の見直しを行っていく中で、専門学科の教員の免許状の在り方についても検討していくことが期待される。

(ウ) 施設・設備等の改善・充実

- 生徒に専門的な知識・技能を身に付けさせるためには、施設・設備等の改善・充実が重要であることは論を待たない。特に、公立専門学科を設置する主体である地方公共団体においては、その責務として、施設・設備等の改善・充実に努めなければならない。また、国においても、地方公共団体の取組を支援することが必要である。
- 一方、国や地方公共団体の財政が厳しい現状においては、効率的・効果的な方策の検討が必要である。例えば、農業、工業、商業等の分野ごとに拠点校を設け、先端的な施設・設備等を整備し、県内の職業教育のセンター的な役割を果たすような取組を行っている県がある。また、ある水産高校では、他の県の水産高校にある施設を借りて潜水や海洋実習を行うなど、県を越えた連携が行われている。さらに、地元企業の施設を活用し、学校の施設では十分な指導ができない部分を補完している工業高校の事例もある。
- これらは、地方公共団体の取組の一例であるが、各地方公共団体は、施設・設備等の改善・充実を図る際、それぞれの地域の実情に合った方策を工夫していくことが必要である。その際、利用計画や教職員の配置等の体制を整備するなど、十分な教育効果が発揮されるような配慮が必要である。また、生徒の安全面に考慮した施設・設備等の更新や消耗品費の確保についても配慮が必要である。
- また、専門学科を拠点とした地域のネットワーク化や地域・社会との連携に積極的に対応できるよう、施設の相互利用・共同利用に加えて、地域・社会の様々な人材が利用可能な施設計画が望ましい。

- なお、施設・設備等の改善・充実については、我が国全体として、学校環境をどのように整備していくかという観点から、総合的に検討していくことが期待される。

5. 専門的な知識・技能の高度化への対応と、高等学校（特に専門学科）・特別支援学校制度の改善の方向性

- 職業の多様化や科学技術の進歩等を受け、職業人として必要とされる専門的な知識・技能が高度化している分野も見られる。このような分野においては、専門学科の教育内容の充実が重要であり、例えば、地元企業等と連携した実践的な教育や、高等教育機関と連携したより高度な知識・技能を身に付けるための教育等、他の教育機関等と連携した取組が行われている。このような取組については、一定の期間において、教育プログラムや施設の相互利用等連携の効果について検証し、更なる改善を図ることが必要である。また、連携等の取組が行われていない地域においては、専門学科の高度化に関して、どのような潜在的ニーズがあるのか把握することが必要である。
- さらに、分野によっては、3年間の本科における教育だけでは高度な職業資格が取得できないものがある。例えば看護や水産等の分野においては、職業に必要な資格取得等と関連して、高等学校の専攻科を活用して更に教育の機会を提供したり、3年間の本科の教育課程と接続して5年一貫教育を行ったりするなどの工夫も見られ、このような取組を学校制度上どのように評価するのか検討が必要である。

(1) 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続の方向性

- 流動性の高まった労働市場においては、学びたい者がいつでも職業に必要な能力を身に付けることができるよう、高等学校・特別支援学校高等部を卒業した後も職業教育を継続して受ける機会を提供する場が設けられていることが重要である。このため、学習者のニーズや地域・社会の要請に応じ、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科等多様な場が用意されていることが大切である。
- このうち、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場として、また、柔軟に教育機会を提供する場として活用されている。今後は、このような役割に加え、地域と連携して、高等学校の普通科の卒業者等に職業教育を実施したり、社会人等により専門性を深める職業教育を行ったりすることなどにより、地域の人材需要に対応した専門的職業人の育成等を担う教育機関として、その役割・位置付けを明確化するとともに、拡充を図ることが必要である。
- その際、専攻科は、学校教育法で、修業年限や入学資格等は規定されているが、教育課程や授業時数等の基準が設けられていないため、その水準は多様となっている。今後、役割の明確化と併せて、体系的な教育を行う機会としての位置付けをより明確にするため、具体的な基準等を法令上明確にすべきである。

- こうした状況の中で、現行制度では、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の学修を単位として認定することはできず、また、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の修了者について、高等教育機関に編入学することができない点が課題となっている。
- 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科は、前述のとおりその水準が多様であるほか、修了者の進路や編入学に関するニーズも様々である。例えば、看護の分野においては、高等学校の専攻科を修了して看護師の資格を取得した後に看護系大学へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指す等、より体系的で高度な教育を受けることを希望する生徒もおり、専攻科において既に修得した内容を大学で単位認定することや専攻科から高等教育機関へ編入学すること、また、保健師や助産師の資格取得を目指すし、高等学校の専攻科の修了後に短期大学の専攻科に進学することなどのニーズが存在する。
- 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科と高等教育機関の円滑な接続を図ることは、専攻科の教育に対する社会的認知を高め、進路選択の幅を広げるだけでなく、地域の振興に寄与するものと考えられる。また、専攻科の学修の成果を適切に評価することも重要であり、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の学修を単位として認定することについて、上記専攻科の位置付けの明確化と併せて積極的に検討し、早期に実施することが必要である。
- また、一定の条件を満たした高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の修了者が高等教育機関に編入学することについても、専攻科の学修を大学等において単位認定することの状況を見極め、高等教育の国際通用性にも留意しつつ、早期に実施できるよう積極的に検討することが必要である。
- なお、特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続に関する検討については、特別支援学校の特性も十分に勘案することが必要である。

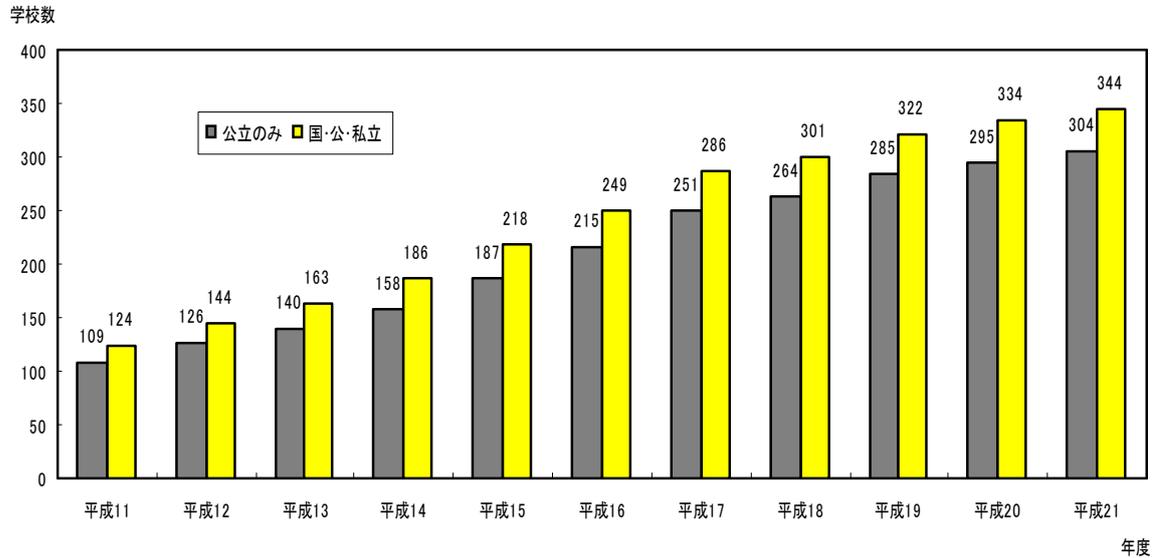
(2) 専門学科を基にした高等専門学校の設置の可能性

- 専門学科が、専門的な知識・技能の高度化に対応するためには、専攻科を置く専門学科等、専門学科を基にした高等専門学校の設置の可能性について検討することが必要であり、まずは、各地域において、どのような潜在的ニーズがあるのかを把握することが必要である。
- また、設置基準の違いや学習指導要領、教科書検定、教員免許状制度の有無等高等学校と高等専門学校との制度上の違いがあること、高等学校の専門学科が普通科に併設されている場合が多いことなども十分考慮するとともに、把握されたニーズを踏まえた効果的な支援方策等についても検討が必要である。

8 (3) 高等学校教育改革及び中高一貫教育の推進について

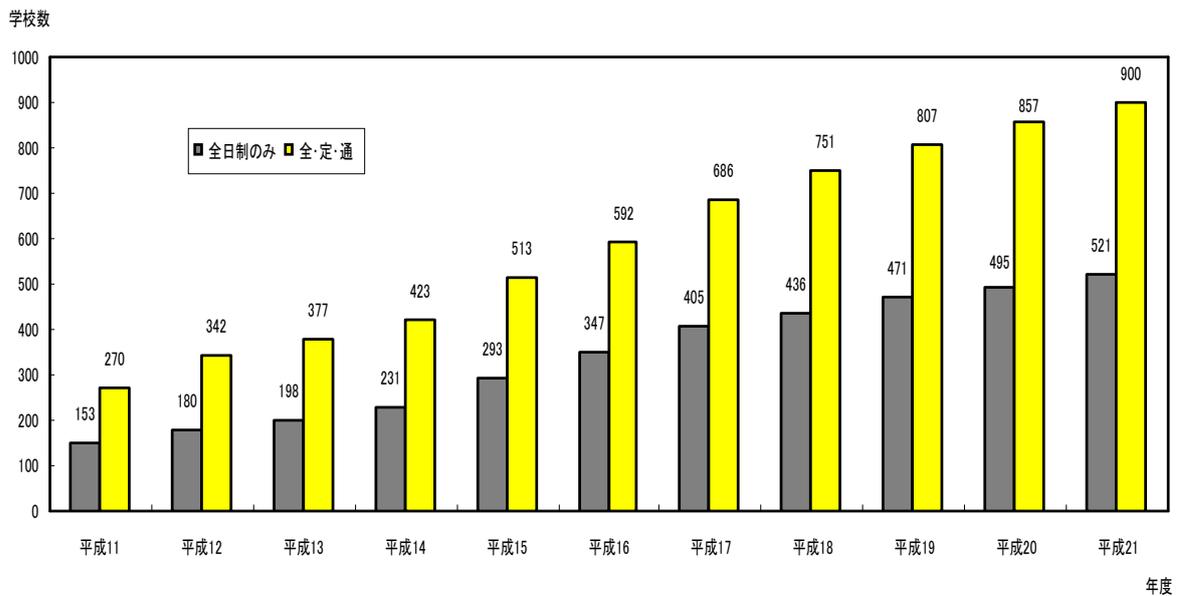
1. 近年の高等学校教育改革の動向

(1) 総合学科の設置（平成6年度に制度化）



(2) 単位制高等学校の設置促進

（昭和63年度に定時制・通信制について制度化、平成5年度に全日制に拡大）



(3) 学校外学修の単位認定制度

① 他的高校や高校以外での学修成果の単位認定

【学校教育法施行規則第93条、第97条～第99条】

1. 海外留学に係る単位認定

(昭和63年度に制度化(30単位まで)、平成22年度より36単位に拡大)

外国の高等学校(正規の後期中等教育機関)における履修を自校の単位として認定できる。
〔平成18年度の実施校：875校〕

2. 下記の(ア)～(エ)の学修については、合計で36単位まで、卒業に必要な単位に含めることが可能となっている。

(ア) 学校間連携による単位認定(平成5年度に制度化)

他的高等学校で修得した科目の単位数を自校の単位として認定できる。

〔平成18年度の実施校：185校〕

(イ) 大学、高等専門学校、専修学校等における学修の単位認定

(平成5年度に専修学校について制度化、10年度に大学・高専に拡大)

大学、高等専門学校、専修学校等における学修や、大学や公民館等の社会教育施設で開設される講座等における学修を、自校の単位として認定できる。

〔平成18年度の実施校：428校〕

(ウ) 技能審査の成果の単位認定(平成5年度に制度化)

高等学校の学習内容に対応した知識・技能審査(英検、TOEIC、漢検等)において、相当程度の成果を収めた場合、その成果を自校の単位として認定できる。

〔平成18年度の実施校：1,539校〕

(エ) ボランティア活動等に係る学修成果の単位認定(平成10年度に制度化)

ボランティア活動、就業体験活動(インターンシップ)等の活動に係る学修の成果を、自校の単位として認定できる。

〔平成18年度の実施校：504校〕

② 高卒程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定【学校教育法施行規則第100条】

(定時制・通信制課程は昭和57年度から、全日制課程は平成17年度から実施)

高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、自校の単位として認定できる。
〔平成18年度の実施校：291校〕

2. 定時制・通信制課程

(1) 役割の変化

社会の変化に伴い生徒の実態が変化中、定時制・通信制高等学校で学ぶことを希望する者は、従来からの勤労青少年だけではなく、

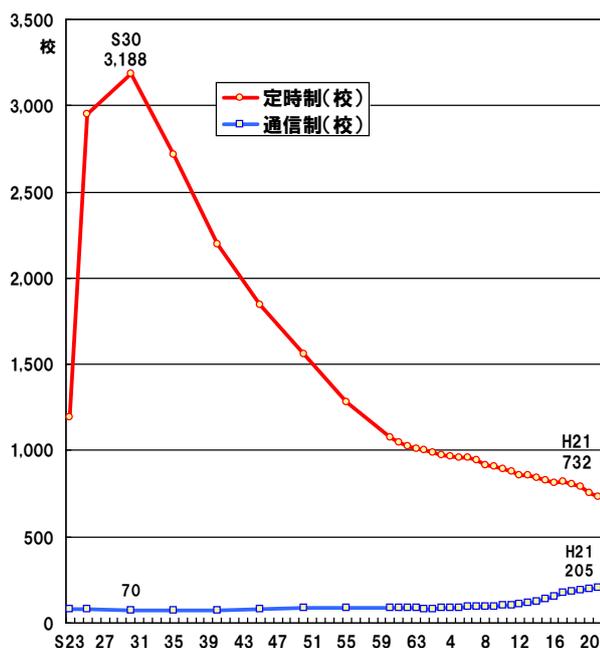
- ① 全日制課程からの進路変更等に伴う転・編入学（中途退学経験者など）
- ② 全日制課程に入学できなかった者（中学校までの不登校等による学力不足など）
- ③ 過去に高等学校教育を受ける機会がなかった者

など、様々な入学動機や学習歴を持つ者が多くなるなど、制度発足当初とは著しく異なった様相が生じている。

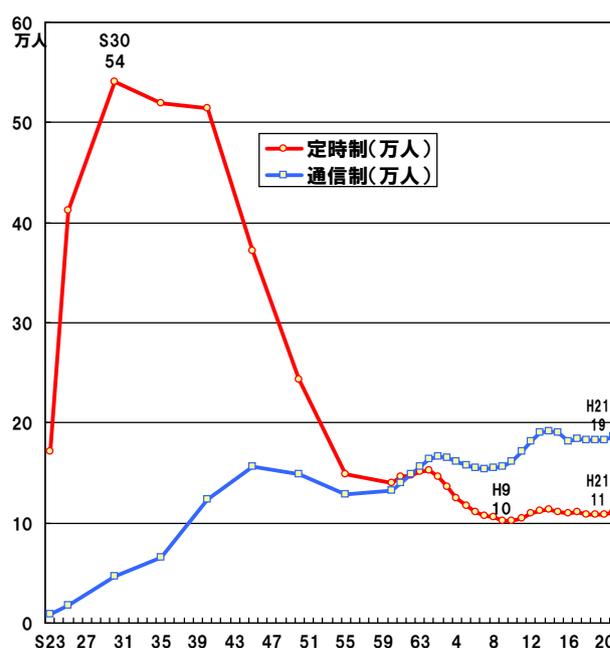
このような生徒の実態の変化に応じて、勤労青少年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な履修形態による高等学校教育を提供し、高等学校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する教育機関としての役割を果たしている。

(2) 学校数・生徒数の推移

学校数



生徒数



<参考> 主な関係団体

- (財) 全国高等学校定時制通信制教育振興会
会長 島村 宜伸 (前衆議院議員、元文部大臣)
副会長 田中 和徳 (衆議院議員、元財務副大臣)
- 全国定時制通信制高等学校長会
理事長 町田 静隆 (東京都立松原高等学校長)
- 全国高等学校通信制教育研究会
会長 小林 松太郎 (埼玉県立大宮中央高等学校長)

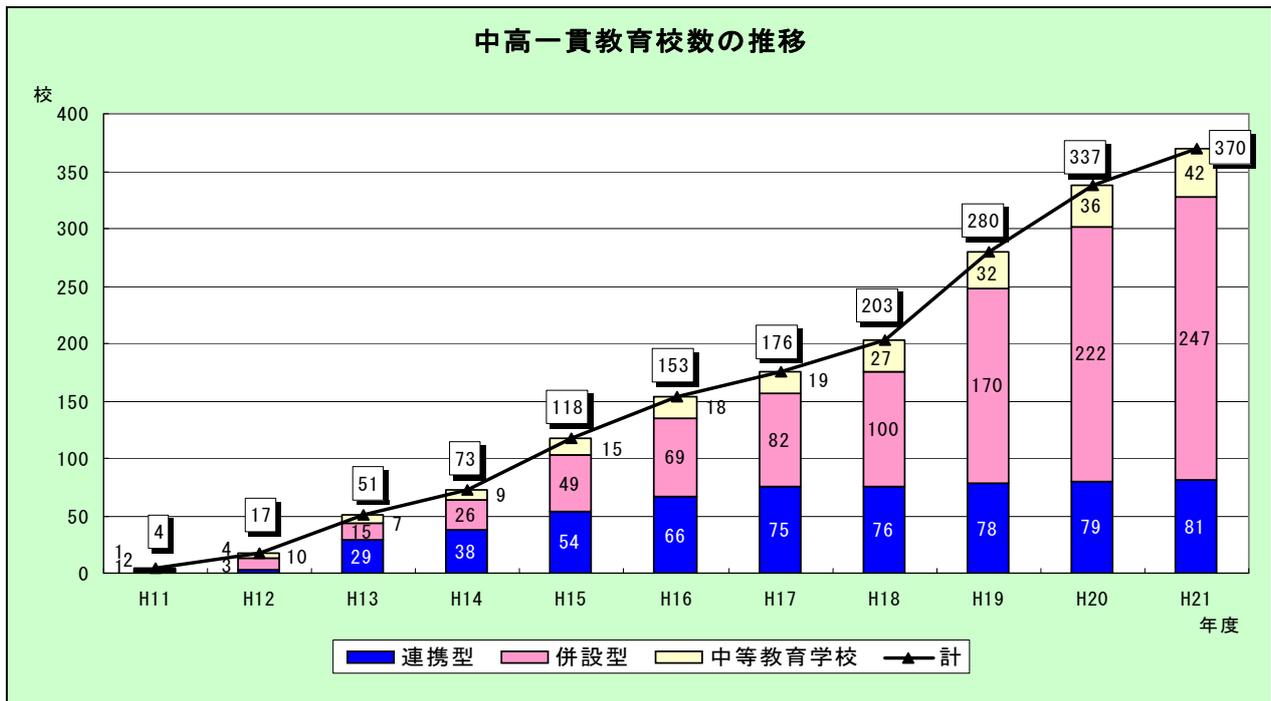
3. 中高一貫教育の推進

(1) 趣旨

これまでの中学校・高等学校に加えて、生徒や保護者が6年間の中高一貫教育校を進路選択の1つとすることができるようにすることにより、中等教育のより一層の多様化、生徒の個性の伸張を推進するものとして、平成11年度より導入。

(2) 設置状況

平成21年度現在、全国に370校（公立168校、私立197校、国立5校）が設置されており、設置校数は、年々、増加してきている。



※平成21年度の設置校数の内訳

区分	中等教育学校	併設型	連携型	計
公立	25 (20)	63 (60)	80 (78)	168 (158)
私立	13 (13)	183 (161)	1 (1)	197 (175)
国立	4 (3)	1 (1)	0 (0)	5 (4)
計	42 (36)	247 (222)	81 (79)	370 (337)

※ () 内は平成20年度の設置校数

(3) 今後の検討

中高一貫教育については、制度導入から10年が経過したことを踏まえ、制度の検証及び改善方策等について検討を行うため、今後、中央教育審議会初等中等教育分科会「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」において御議論いただくこととしている。(作業部会の委員については選定中。)

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

平成10年5月22日 衆議院 文教委員会

- 2 中高一貫教育の内容は、「ゆとり」のある学校生活の中で、児童・生徒の個性や創造性を大いに伸ばすという本旨にのっとり検討され、受験準備に偏したいわゆる「受験エリート校」化など、偏差値による学校間格差を助長することのないように十分配慮すること。
- 3 中高一貫教育を行う学校では、入学者の選抜にあたって学力検査は行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様で柔軟な方法を適切に組み合わせて入学選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招くことのないように十分配慮すること。

平成10年6月4日 参議院 文教・科学委員会

- 2 中高一貫教育の内容は、「ゆとり」のある学校生活の中で、生徒の個性や創造性を大いに伸ばすという本旨にのっとり検討され、受験準備に偏したいわゆる「受験エリート校」化など、偏差値による学校間格差を助長することのないように十分に配慮すること。
- 4 中高一貫教育を行う公立の学校では、入学者の決定に当たって学力試験を行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様で柔軟な方法を適切に組み合わせて入学者選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招かないように十分に配慮すること。

4. 高大接続テスト（仮称）について

高等学校教育については、進学、就職等の進路を問わず、生徒の学習意欲を高め、学力水準を確保することが大きな課題であると指摘されている。また、いわゆる「大学全入」時代を迎え、過度の受験競争は緩和される一方、大学入試の選抜機能がもたらしてきた高校教育の質保証の効果が期待できなくなっている。

「教育振興基本計画」においても、今後5年間に取り組むべき施策の中で、特に重点的に取り組むべき事項の一つとして「高校教育の質の保証」が挙げられており、具体的には、「高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じた教育の質の保証と向上を促す。」という記述が盛り込まれている。

また、平成20年12月24日に出された中央教育審議会の答申、「学士課程教育の構築に向けて」においては、「高等学校段階での学力を客観的に把握する方法の一つとして、高等学校の指導改善や大学の初年時教育、大学入試などに高等学校・大学が任意に活用できる学力検査（「高大接続テスト（仮称）」）に関し、高等学校・大学の関係者が十分に協議・研究するよう促す」ことについて提言がなされた。

同答申を踏まえ、北海道大学を中心として高等学校・大学関係者が協議・研究を具体的にを行う委託事業を実施（平成20年11月から2年間の予定）。

なお、本事業においては、平成22年5月に、高大接続テスト（仮称）の必要性、基本的性格、導入に向けた提言などについて、経過報告がとりまとめられたところである。